規則等の名称	災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (令和5年徳島県規則第39号)
根 拠 法 令	災害救助法、災害救助法施行令、災害救助法施行規則等
趣旨	災害救助法施行令により「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」は国の定める基準に基づき、県が定めることになっており、今回、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成25年内閣府告示第228号)の一部が改正されたことに伴い、災害救助法施行細則の一部を改正するものである。
概要	○ 救助項目に、住家被害の拡大を防止するための緊急の修理を追加○ 改正前の被災した住宅の応急修理に関する項目について、(1)の次項として「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」に項目名を改める
施 行 日	令和5年10月17日
県民意見等を募集 しなかった理由	救助項目の改正が、「国の行政機関が行政手続法の規定による意見公募手続を経て定めた命令等または他の実施機関がパブリックコメント手続を実施して定めた規則等と実質的に同一の規則等である。」に該当するため。
その他参考事項	